

平成 28 年度事業報告

はじめに

平成 28 年度における世界経済は、昨年 6 月に行われた英国の国民投票で EU 離脱が決定された後、国際金融市場が大きく変動し、ドル円レートは 1 ドル=100 円を割り込み、株価も下落し企業マインドを慎重化させる影響もありました。その後、11 月の米国大統領選挙後は、政策変更に対する期待や利上げ予測等もあり、米国の長期金利の上昇とドル高が進み、12 月の連邦公開市場委員会（FOMC）において、1 年ぶりの利上げが決定されました。その一方、米国の TPP 離脱等、トランプ政権の具体的政策が世界経済にどのような影響を及ぼすことになるのか、予断を許さない状況が続いております。このような中で、わが国経済は、輸出・生産面に若干の鈍さがみられるものの、今年に入り日経平均が 2 万円の台に迫るところまで上昇し、経済マインドは確実に良化しております。今後は、政府の大型経済対策やオリンピック関連需要の本格化などにより、雇用・所得環境の改善が続くもとで、消費も徐々に上向くことが期待されます。

このような世界、日本経済に不安定ながらも明るい兆しを感じることができる中、当業界は依然として厳しい状況の只中にあることに変わりありません。しかしながら、業界関係者のご努力により、東京商品取引所では平成 28 年 7 月に金現物、9 月に金オプション、平成 29 年 3 月に白金限日、大阪堂島商品取引所においても平成 28 年 10 月に新潟コシの各取引がスタートいたしました。今後は、コメの本上場、さらには、電力や LNG など大型商品の市場創設の動きも活発化しており、産業インフラとしての商品先物市場の役割を十分に果たせるよう、その基盤を盤石なものにしていかなければなりません。当基金といたしましても、新規商品等の定率会費について軽減措置を講ずる等、商品取引の活性化について側面支援をしてまいりました。また、マイナス金利政策による運用収益の減少に対しては、人件費を含む各種経費の削減を図ることにより対応することで会員負担増を回避してまいりました。また来年度においては、会員ビジネスモデルの多様化に対応するため定額会費を含む会費徴収の在り方について検討する方針であります。

当基金は、平成 17 年の設立以来、60 社以上もの会員の廃業や破綻等を処理してまいりましたが、いわゆるペイオフ弁済事案は一度も発生を見ておりません。これも会員の皆

様における当基金の業務に対するご理解とご協力の賜物と深く感謝申し上げる次第でございます。今後も与えられた使命を全うするべく努力してまいりますので、会員の皆様におかれましては、ご協力のほど重ねてお願い申し上げます。

以下、当基金の平成 28 年度における各事業の概要は次のとおりであります。

1. 総務関係事項

(1) 業務規程等の改正等について

① 諸規則の制定及び改正等

諸規則の制定及び改正、理事会決定事項の改正については、次のとおりである。

(a) 「入会金及び会費に関する規則」の改正

平成 28 年 8 月 2 日開催の第 78 回理事会において、東京商品取引所の金現物取引のうち 1 キログラムバーに係る定率会費について、東京商品取引所からの協力要請を受けるとともに、同取引の活性化を促進し東京商品取引所をバックアップする観点から、平成 28 年 7 月 25 日の取引開始日から 12 月末日までにおける取引に限り、0 枚として取り扱うこととし定率会費の徴収を免除した。

平成 28 年 9 月 9 日開催の第 79 回理事会において、大阪堂島商品取引所の東京コメについて、大阪堂島商品取引所からの協力要請を受けるとともに、米穀の本上場を側面支援するため、平成 28 年 10 月 1 日より平成 29 年 3 月末日までにおける取引に限り、0 枚として取り扱うこととし定率会費の徴収を免除した。更に同商品については、平成 29 年 3 月 10 日開催の第 82 回理事会において、定率会費免除期間を平成 29 年 9 月末日まで延長することとした。

(b) 「定款、業務規程等の施行に関する規則」の改正

平成 28 年 8 月 2 日開催の第 78 回理事会において、東京商品取引所の金現物取引のうち 100 グラムバーに係る定率会費について、小口商品に係る定率会費の特例について改正を行い 4 枚を 1 枚としてカウントすることとし、東京商品取引所からの協力要請を受けるとともに、同取引の活性化を促進し東京商品取引所をバックアップする観点から、平成 28 年 7 月 25 日の取引開始日から 12 月末日までにおける取引に限り、0 枚として取り扱うこととし定率会費の徴収を免除した。

平成 28 年 9 月 9 日開催の第 79 回理事会において、東京商品取引所の金オプション取引及び大阪堂島商品取引所の新潟コシについて、小口商品に係る定率会費の特例について改正を行い 4 枚を 1 枚としてカウントすることとし、金オプションについては

平成 28 年 9 月 20 日から平成 29 年 3 月末日までの取引に限り、新潟コシについては平成 28 年 10 月 21 日から平成 29 年 3 月末日までの取引に限り、それぞれ 0 枚として取り扱うこととし、定率会費の徴収を免除した。また、大阪堂島商品取引所の大阪コメについては平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの取引に限りそれぞれ 0 枚として取り扱うこととし、定率会費の徴収を免除した。

平成 29 年 3 月 10 日開催の第 82 回理事会において、東京商品取引所の白金限日取引について、小口商品に係る定率会費の特例について改正を行い 4 枚を 1 枚としてカウントすることとし、平成 29 年 3 月 21 日から 6 月末日までの取引に限り 0 枚として取り扱うこととし定率会費の徴収を免除した。また、東京商品取引所の金オプション取引、大阪堂島商品取引所の大阪コメ及び新潟コシについて、定率会費免除期間を平成 29 年 9 月末日まで延長することとした。

(c) 「基金分離預託実施要領」の改正

平成 28 年 9 月 9 日開催の第 79 回理事会において、9 月 20 日の日本商品清算機構の清算システムの変更に伴い、清算機構が新たにシステム管理の面から利用規約を定めることから、同システムを共同利用している基金預託においても同様に利用規約の遵守を契約会員に求めることとなり、利用規約の遵守について新たに追加した。

(d) 「基金代位弁済業務実施要領」の改正

平成 28 年 8 月 2 日開催の第 78 回理事会において、基金代位弁済委託契約に係る手数料については、代位弁済限度額につき年 0.2%に相当する額を徴収する期間を平成 28 年 12 月までとしていたが、これを平成 30 年 12 月まで延長することとした。

(e) 「提出書類に係る情報通信技術の利用等に関する実施要領」の改正

平成 29 年 2 月 20 日開催の第 81 回理事会において、c f e f システムを使用する際の認証方法を従来の USB キーによる認証方法から認証キット（証明書・証明書用パスワード・認証及び接続のためのソフトウェア）による認証方法に変更するため所要の措置を講じた。

(f) その他

ア 平成 28 年 5 月 24 日開催の第 76 回理事会において、理事会決定事項「委託者保護資金の管理運用について」、委託者保護資産における預金及び債券の保有格付に

ついて、指定格付及び他の格付が各種要因により格下げの可能性が見込まれる場合には、保有基準に抵触する前の段階で金融機関の変更又は債券の売却をできるようにした。

イ 平成 28 年 5 月 24 日開催の第 76 回理事会において、理事会決定事項「資産の管理運用について」、代位弁済積立金における債券に保証が付されている場合の保証元企業の信用格付を指定格付として取り扱うことができることとした。また、金融債と社債の保有基準を委託者保護資金における金融債と一般担保付社債の保有基準と同一とした。さらに、預金及び債券の保有格付について、指定格付及び他の格付が各種要因により格下げの可能性が見込まれる場合には、保有基準に抵触する前の段階で金融機関の変更又は債券の売却をできるようにした。

(2) 役員等の選出及び異動

① 任期満了に伴う役員の変更

任期満了により、平成 28 年 5 月 31 日開催の第 12 回通常総会において役員の変更に伴う改選を行った結果、次のとおり選出された。

(敬称略)

理事長	多々良 實 夫
副理事長	岡 地 和 道
副理事長	白 杵 徳 一
専務理事	小 川 潔
常務理事	庄 司 國 男
理 事	荒 井 史 男
理 事	岡 本 安 明
理 事	濱 田 隆 道
理 事	宮 裕
理 事	吉 田 高 明
理 事	有 馬 誠 吾
理 事	川 路 耕 一
理 事	清 水 清

理 事 二 家 勝 明
 理 事 古 田 省 三
 理 事 山 中 教 史
 理 事 福 島 恒 雄
 監 事 坂 本 嘉 山
 監 事 細 金 英 光
 監 事 有 賀 文 宣

これを受け、平成 28 年 6 月 1 日付けで主務大臣に商品先物取引法第 286 条第 2 項に基づく役員選任の認可申請を行い、6 月 4 日付けで認可された。

② 役員等の異動

期中における役員等の異動については、次のとおりである。

(平成 29 年 3 月末現在の役員等の名簿は別表(1)のとおりである。)

(理事長)

区分	年月日	氏 名	備 考
再任	28. 6. 4	多々良實夫	豊商事㈱代表取締役

(副理事長)

区分	年月日	氏 名	備 考
再任	28. 6. 4	岡地和道	岡地㈱代表取締役（日本商品先物振興協会会長）
再任	28. 6. 4	臼杵徳一	委託者保護基金副理事長

(専務理事)

区分	年月日	氏 名	備 考
退任	28. 6. 3	杉田定大	委託者保護基金専務理事
新任	28. 6. 4	小川 潔	委託者保護基金専務理事

(常務理事)

区分	年月日	氏 名	備 考
再任	28. 6. 4	庄司國男	委託者保護基金常務理事

(理 事)

区分	年月日	氏 名	備 考
----	-----	-----	-----

退任	28. 6. 3	杉田定大	委託者保護基金専務理事
再任	28. 6. 4	岡地和道	岡地(株)代表取締役（日本商品先物振興協会会長）
再任	28. 6. 4	臼杵徳一	委託者保護基金副理事長
再任	28. 6. 4	庄司國男	委託者保護基金常務理事
再任	28. 6. 4	荒井史男	日本商品先物取引協会会長
再任	28. 6. 4	岡本安明	大阪堂島商品取引所理事長
再任	28. 6. 4	濱田隆道	(株)東京商品取引所代表執行役社長
再任	28. 6. 4	宮 裕	公認会計士
再任	28. 6. 4	吉田高明	(株)日本商品清算機構代表取締役
再任	28. 6. 4	有馬誠吾	(株)コムテックス代表取締役
再任	28. 6. 4	川路耕一	KOYO 証券(株)取締役会長
再任	28. 6. 4	清水 清	カネツ商事(株)取締役会長
再任	28. 6. 4	二家勝明	日産証券(株)代表取締役
再任	28. 6. 4	山中教史	第一商品(株)取締役副会長
再任	28. 6. 4	福島恒雄	委託者保護基金理事事務局長
就任	28. 6. 4	小川 潔	委託者保護基金専務理事
就任	28. 6. 4	古田省三	岡藤商事(株)代表取締役
辞任	28. 6. 30	吉田高明	(株)日本商品清算機構代表取締役
就任	28. 8. 29	高橋武秀	(株)日本商品清算機構代表取締役

(監 事)

区分	年月日	氏 名	備 考
再任	28. 6. 4	坂本嘉山	セントラル商事(株)代表取締役
再任	28. 6. 4	細金英光	(株)フジトミ代表取締役
再任	28. 6. 4	有賀文宣	税理士

(運営審議会委員)

区分	年月日	氏 名	備 考
退任	29. 03. 31	秋山有世	元日本経済新聞社編集局商品部長
退任	29. 03. 31	岡地和道	岡地(株)代表取締役
退任	29. 03. 31	二家勝明	日産証券(株)代表取締役
退任	29. 03. 31	宮 裕	公認会計士

(代位弁済審査会委員)

区分	年月日	氏 名	備 考
辞任	28. 12. 15	大石悦次	(株)日本商品清算機構常勤取締役
就任	28. 12. 20	松永仁一	(株)日本商品清算機構業務部長

(委託者保護制度検討委員会)

区分	年月日	氏名	備考
辞任	28. 6. 18	守田 猛	日本商品先物取引協会副会長
辞任	28. 6. 30	吉田高明	(株)日本商品清算機構代表取締役
就任	28. 9. 1	井上 明	日本商品先物取引協会専務理事
就任	28. 9. 1	大石悦次	(株)日本商品清算機構常勤取締役

(3) 会員の異動状況

前年度末の会員数 29 社について、本年度中に別表(2)のとおり異動があり、平成 29 年 3 月 31 日現在の会員数は 28 社となり、その会員名簿は別表(3)のとおりである。

(4) 会員の名称(商号)変更等

① 会員の名称(商号)変更

期中における名称の変更は、次のとおりである。

変更前	変更後	変更年月日
新日本商品(株)	クリエイトジャパン(株)	28. 4. 1
ニューエッジ・ジャパン証券(株)	ソシエテ・ジェネラル証券(株)	28. 5. 1

② 会員代表者の変更

期中における会員代表者の変更は、次のとおりである。

会員名	変更前	変更後	変更年月日
(株)アステム	阿竹 康之	北川 具宏	28. 4. 1
クリエイトジャパン(株)	堀川 貢司	日野 裕治	28. 4. 1
クリエイトジャパン(株)	日野 裕治	堀川 貢司	28. 6. 17
フジフューチャーズ(株)	別府 圭一	寺町 美摩	28. 6. 29
ソシエテ・ジェネラル証券(株)	ギヨーム・ビュアチエル	ラファエル・シエミナ	28. 9. 1

2. 一般委託者への支払及び関連業務

(1) 期中に発生した弁済案件に係る処理

平成 28 年度において、基金は、通知商品先物取引業者が一般委託者債務の円滑な弁済が困難であるかどうかの認定等について意見を聴くため業務規程に基づき運営審議会を 1 回開催した。

当年度において、商品先物取引法第 303 条第 1 項に基づく通知商品先物取引業者となった会員は 1 社であり、そのうち業務規程に定める自主弁済案件と認定した会員は 1 社、分離保管弁済案件と認定した会員及び弁済困難と認定した会員は 0 社であった。

このため、法第 306 条第 1 項に定める基金による一般委託者に対する支払を実施することとはなかった。

また、法第 308 条に定める返還資金融資を実施することもなかった。

当該通知商品先物取引業者となった会員 1 社に係る処理については、次のとおりである。

① I S 証券㈱の処理について

I S 証券㈱は、平成 28 年 5 月 18 日に商品先物取引業の廃止公告（廃止日平成 28 年 6 月 18 日）を行ったことから、同社は通知商品先物取引業者となった。

このため、基金は 5 月 18 日に同社に対する立入監査を行い、委託者債務の状況等を確認した。次いで、業務規程第 30 条に規定する弁済難易度の認定を行うため、5 月 19 日に第 82 回運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行ったうえで、同社の弁済難易度については、「自主弁済案件」と認定するとともに、同社の自主弁済計画については、委託者債務の弁済が完了している旨の自主弁済計画が提出されたことから、「実施済み」と認定した。

その後、同社は 6 月 18 日に商品先物取引業を廃止したことから、定款第 8 条第 1 項第 2 号に基づき 6 月 19 日付で会員脱退し、また、基金は同社との分離保管弁済契約を 6 月 19 日付けで解除した。

(2) 前年度より繰り越した弁済案件に係る処理

期中に発生した弁済案件とは別に、前年度より繰り越した弁済案件に係るものはない。

3. 委託者保護資金及び負担金等の徴収及び管理

(1) 委託者保護資金の額及び資金積戻計画

基金は、平成 17 年 5 月 1 日に(社)商品取引受託債務補償基金協会からの資産の承継により、委託者保護資金として 9,853 百万円を造成した。

平成 27 年度において一般委託者支払が行われなかったため、委託者保護資金の額が業務規程に定める委託者保護資金の造成水準(98 億円)を下回ることにならなかったことから、平成 28 年度は資金積戻計画を定めなかった。従って、一般負担金及び新規会員負担金の徴収は行わなかった。平成 28 年度においては、一般委託者支払が行われなかったため、委託者保護資金は、平成 29 年 3 月末日現在で 9,853 百万円を維持している。

(2) 委託者保護資金等の管理

① 委託者保護資金

委託者保護資金については、理事会決定の「委託者保護資金の管理運用について」(最終改正日平成 28 年 5 月 24 日)に基づき、普通預金、定期預金、国債、政府保証債、地方債、一般担保付社債及び利付金融債で運用している。

この決定に基づいた平成 29 年 3 月末日の期間別運用実績は次のとおりである。

(期間別運用実績)

	基本目標率	実績比率
・ 3 年以下	20%	19.3%
・ 3 年超	80%	80.7%

② 基金分離預託財産及び代位弁済積立金等

理事会決定の「資産の管理運用について」(最終改正日平成 28 年 5 月 24 日)に基づき、基金分離預託財産及び代位弁済担保については、普通預金又は定期預金で管理運用し、代位弁済積立金については、普通預金、定期預金及び有価証券で管理運用している。

4. 委託者資産保全措置の管理

(1) 分離保管弁済契約の締結状況

平成 28 年度において、業務規程に定める分離保管弁済契約を新たに締結した会員は 0 社、契約を変更した会員は 0 社、契約を解除した会員は 1 社であり、平成 29 年 3 月末の契約会員は 28 社であった。

なお、分離保管弁済契約における対象契約型の選択状況は（平成 29 年 3 月 31 日現在）別表(3)のとおりである。

(2) 指定信託の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、指定信託契約の受益者代理人としての管理を行った。期中に指定信託契約を新たに締結した会員は 0 社、指定信託契約の変更等を行った会員は 0 社（指定信託額の変更を含む）、指定信託契約を解除した会員は 0 社であり、平成 29 年 3 月末の契約会員は 1 社、指定信託額の総額は 200 百万円であった。

(3) 基金分離預託の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、(株)日本商品清算機構の共同清算システムを通じ、委託者資産保全措置として会員からの金銭及び有価証券の預託を受け等々の基金分離預託業務を行った。期中に基金分離預託契約を新たに締結した会員は 0 社、契約を解除した会員は 1 社であった。平成 29 年 3 月末の契約会員は 28 社、基金分離預託の総額は 2,390 百万円であった。

(4) 銀行等保証の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、銀行等保証委託契約の適切な管理を行うこととなるが、期中に銀行等保証委託契約の締結や変更を行った会員は 0 社であり、平成 29 年 3 月末の契約会員は 0 社、保証額の総額は 0 円であった。

(5) 基金代位弁済の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、基金代位弁済業務を行った。

前年度末において、基金と代位弁済委託契約を締結している会員は 18 社（代位弁済限度額の総額 6,155 百万円）であった。期中において、代位弁済委託契約の変更等を行った会員は、新規契約締結会員 0 社、代位弁済限度額の変更会員 0 社、担保変更延べ 14 社、契約解除 0 社であった。その結果、平成 29 年 3 月末の契約会員は 18 社（代位弁済限度額の総額は 6,125 百万円）であった。

〈平成 29 年 1 月 1 日を始期とする基金代位弁済委託契約の締結手続きについて〉

当該契約は、平成 28 年 12 月末をもって満了することから、平成 29 年 12 月末を終期とする契約を新たに締結するため、平成 28 年 10 月 4 日に契約手続きについて各会員に通知した。基金は 11 月 29 日開催の第 35 回代位弁済審査会において、申込会員の審査を実施し、12 月 9 日開催の第 80 回理事会において当該契約の締結について承認を受けたことから、平成 29 年 1 月 1 日付けで会員 18 社（更新 18 社）と当該契約を締結した。（代位弁済限度額の総額は 6,125 百万円、契約会員のうち基金代位弁済実施要領第 13 条第 4 項に基づき、契約期間の短縮等を条件に契約を締結した会員は 2 社であった。）

5. 会員に対する監視、監査等

(1) 会員に対する常時監視

c f e f システムにおいて、日次においては「委託者等資産保全措置に関する調書」を、月次報告においては省令に定められた「月次報告書」等の様式に係る報告を受けている。

なお、平成 28 年度において c f e f システムに接続するための認証方法の変更を行ったことから、全会員の本支店等に赴き認証のためのソフトウェアのインストールを行った。

(2) 会員に対する監査

随時、会員に対して委託者資産保全の観点から、「委託者に係る純負債を計算するための項目の管理」に基づき委託者に係る純負債算出表及びこれに関連する帳簿について、書面監査及び立入監査を行うとともに、弁済事故の未然防止の観点から月次報告書及びこれ

を補完する証拠書類についても監査を行い、必要な指導を行った。

上記の結果、立入監査対象延べ会員は12社、立入日数は16日であった。

(3) 外部監査

会員の財務諸表等に対する公認会計士又は監査法人による監査を引き続き実施した。

なお、平成28年度の財務諸表の外部監査の適用免除に該当する会員は3社であり、そのうち脱退した会員1社を除いた2社について免除会員に対する措置を講じた。

(4) 改善の指示等

立入監査を行った際に、必要に応じて業務改善の指示等を行った。

なお、改善指示を行った回数は2回であった。内、分離保管に関する事項0件、財務に関する事項2件であった。

(5) 会員に対する制裁

平成28年度においては、制裁を行わなければならない案件はなかったことから、規律委員会を開催することはなかった。

6. その他の業務

(1) 裁判上又は裁判外の行為等

基金が被告又は原告となっている訴訟案件はない。

(2) 委託者保護業務に関する調査及び研究

平成28年度において、基金代位弁済委託契約に係る手数料及び特定商品に係る定率会費の取扱いについて委託者保護制度検討委員会を3回開催し検討を行った。

① 基金代位弁済委託契約に係る手数料について

基金代位弁済委託契約の手数料については、基金代位弁済業務実施要領第16条第1項の規定に基づき、設定した代位弁済限度額につき年0.25%に相当する額としているが、平成25年の代位弁済制度の改正において、平成25年4月1日から平成28年12月31

日までの3年9ヵ月の期間について、設定した代位弁済限度額につき年0.2%に相当する額とする手数料軽減の特例措置を行った。

この特例措置の導入は、当時の日銀によるゼロ金利政策等により金融機関の銀行保証の保証料率が低利に設定されていたことなどから、基金代位弁済制度を有効に活用するとともに市場規模の縮小及び会員負担の軽減等を考慮したものであった。

このため、当該措置が平成28年12月末で終了することから、措置後の対応について平成28年7月21日開催の第28回委託者保護制度検討委員会で検討することになった。

当該検討の結果、基金の資産運用はマイナス金利の影響を受け厳しい状況にあることから、本来の手数料に戻すべきとの考えもあるが、会員経営を考慮し今後の取引枚数が回復するまでの間は当該措置を維持すべきと考えたこと、また、金融緩和が継続される中、銀行の保証料率の引き上げは当分行われないことなどから、平成30年12月31日までの2年間、当該措置を延長することになった。

これを受け、手数料軽減の特例措置を延長するため、平成28年8月2日開催の第78回理事会において、基金代位弁済業務実施要領の改正(附則の改正)を行った。

② 特定商品に係る定率会費について

(a) 東京商品取引所・金現物取引について

東京商品取引所は、平成28年7月25日より金現物取引を開始した。金現物取引の定率会費については、平成28年7月21日開催の第28回委託者保護制度検討委員会で検討することとなった。

取引の対象は1キログラムバーと100グラムバーの2種類あるが、その定率会費については金先物取引と同様の考え方を適用し、1キログラムバーは取引1枚につき2.85円、100グラムのミニ取引及び限日取引は4枚で1枚とし2.85円とした。また、東京商品取引所からの協力要請及び顧客層の裾野の拡大を側面支援するため、平成28年7月25日から12月末日までの取引に限り、定率会費の徴収を免除することとした。

これを受け、平成28年8月2日開催の第78回理事会において、1キログラムバーについては入会金及び会費に関する規則の改正を、100グラムバーについては定款、業務規程の施行に関する規則の改正を行った。

(b) 東京商品取引所・金オプション取引について

東京商品取引所貴金属市場の金オプション取引は事実上の休止状態であったが、平成 28 年 9 月 20 日よりこれまでの制度を改正して再出発した。金オプション取引の定率会費については、平成 28 年 9 月 1 日開催の第 29 回委託者保護制度検討委員会で検討することとなった。

今回開始された金オプション取引は、金ミニ取引及び金限日取引等と同じく 100 グラムであることから、取引 4 枚を 1 枚とし 2.85 円とした。また、東京商品取引所からの協力要請に配慮するとともに金オプション取引の活性化を側面支援するため、平成 28 年 9 月 20 日から平成 29 年 3 月末日までの取引に限り、定率会費の徴収を免除する特例措置を講ずることとした。

これを受け、平成 28 年 9 月 9 日開催の第 79 回理事会において、定款、業務規程の施行に関する規則の改正を行った。

その後、平成 29 年 3 月 3 日開催の第 30 回委託者保護制度検討委員会において定率会費の徴収免除期間を平成 29 年 9 月末日の取引まで延長し、10 月以降の取引については定率会費を徴収し、免除期間の再延長は行わないこととした。これを受け、平成 29 年 3 月 10 日開催の第 82 回理事会において、定款、業務規程の施行に関する規則の改正を行った。

(c) 大阪堂島商品取引所・新潟コシについて

大阪堂島商品取引所は、平成 28 年 10 月 21 日より新潟コシの取引を開始した。新潟コシの定率会費については、平成 28 年 9 月 1 日開催の第 29 回委託者保護制度検討委員会で検討することとなった。同取引所は、新潟コシの取引期間を 1 年間とするとともに取引単位を 1.5 トンとすることで、生産者や一般投資家が参入しやすいものとしているが、取引単位は東京コメの 12 トンや大阪コメの 3 トンと比較すると極端に小さいものとなっていることから、取引 4 枚を 1 枚とし 2.85 円とした。また、大阪堂島商品取引所からの協力要請に配慮するとともに新潟コシの取引活性化及び米穀の本上場を側面支援するため、平成 28 年 10 月 21 日から平成 29 年 3 月末日までの取引に限り、定率会費の徴収を免除する特例措置を講ずることとした。

これを受け、平成 28 年 9 月 9 日開催の第 79 回理事会において、定款、業務規程の

施行に関する規則の改正を行った。

その後、平成 29 年 3 月 3 日開催の第 30 回委託者保護制度検討委員会において定率会費の徴収免除期間を平成 29 年 9 月末日の取引まで延長し、10 月以降の取引については定率会費を徴収し、免除期間の再延長は行わないこととした。これを受け、平成 29 年 3 月 10 日開催の第 82 回理事会において、定款、業務規程の施行に関する規則の改正を行った。

(d) 大阪堂島商品取引所・東京コメ及び大阪コメについて

大阪堂島商品取引所は、東京コメ及び大阪コメについて、市場振興の観点から受託会員に奨励金を拠出することで実質の定率会費を半額程度に減額していることを明らかにすることで、当基金に対して東京コメ及び大阪コメについても定率会費に関する協力要請があった。これについて、平成 28 年 9 月 1 日開催の第 29 回委託者保護制度検討委員会で検討することとなった。当基金では、同取引所からの協力要請に配慮するとともに米穀の本上場を側面支援するため、東京コメ及び大阪コメについて、平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月末日までの取引に限り、定率会費の徴収を免除する特例措置を講ずることとした。

これを受け、平成 28 年 9 月 9 日開催の第 79 回理事会において、東京コメについては入会金及び会費に関する規則の改正を、大阪コメについては定款、業務規程の施行に関する規則の改正を行った。

その後、平成 29 年 3 月 3 日開催の第 30 回委託者保護制度検討委員会において定率会費の徴収免除期間を平成 29 年 9 月末日の取引まで延長し、10 月以降の取引については定率会費を徴収し、免除期間の再延長は行わないこととした。これを受け、平成 29 年 3 月 10 日開催の第 82 回理事会において、東京コメについては入会金及び会費に関する規則の改正を、大阪コメについては定款、業務規程の施行に関する規則の改正を行った。

(e) 東京商品取引所・白金限日取引について

東京商品取引所は平成 29 年 3 月 21 日より白金限日取引を開始した。白金限日取引の定率会費については、平成 29 年 3 月 3 日開催の第 30 回委託者保護制度検討委員会で検討することとなった。

今回開始された白金限日取引は、金ミニ取引及び金限日取引等と同じく 100 グラムであることから、取引 4 枚を 1 枚とし 2.85 円とした。また、東京商品取引所からの協力要請に配慮するとともに白金限日取引の活性化を側面支援するため、平成 29 年 3 月 21 日から 6 月末日までの取引に限り、定率会費の徴収を免除する特例措置を講ずることとした。

これを受け、平成 29 年 3 月 10 日開催の第 82 回理事会において、定款、業務規程の施行に関する規則の改正を行った。

(f) 東京商品取引所・金限日取引について

東京商品取引所の金限日取引に係る平成 28 年度の定率会費の徴収は、定款、業務規程の施行に関する規則に基づき、定率会費徴収免除期間が過ぎた平成 28 年 6 月より徴収を開始した。

(3) 広報の実施

① パンフレット等の作成配布

委託者保護制度の目的及びその仕組み等について関係者への周知を図るため、「委託者保護基金のしおり」を作成配布した。

② インターネットによる関係情報の提供

会員、委託者、関係機関等に、本基金の業務及び委託者保護制度の内容をより幅広く周知してもらうため、本基金のホームページにおいて、本基金のしくみ、会員名簿、定款・業務規程及び提出書類等を掲載するとともに、統計データ等の情報の提供を行った。

なお、本年度中のアクセス数は 23,768 件であった。

③ その他協同広報事業

商品取引関係者の年報、年鑑及び資料等を購入し、先物協会と協同して会員その他関係方面に配付寄贈した。

(4) 関係機関との連携及び協力

他団体と協賛している「みんなのコモディティ」及びアンテナショップへ応分の費用負担を行った。

(5) 日本商品委託者保護基金十年史の作成

日本商品委託者保護基金十年史を作成し、会員及び関係方面に配付寄贈した。

(6) F I A ジャパンからの要請に対する回答

平成 28 年 12 月 1 日付けで F I A ジャパンより当基金に対し「非受益者に対する費用負担の免除に係る要請」とする要望書が提出された。要望書の趣旨は、国内の商品先物市場においてペイオフ制度における補償対象債権の支払いは一般委託者に限られているが、当基金が徴収する定率会費は、一般委託者ではない者の取引も対象となっているので、商品先物市場の取引費用負担に関する公平性の観点から、一般委託者ではない者の取引については、定率会費を免除すべきというものであった。

当基金では当該内容を確認した上で、平成 29 年 2 月 20 日付けで概要次のとおり回答した。

当基金は平時においては基金会員に対し、財務内容及び分離保管保全措置状況等の調査及び監査を行っている。当該調査及び監査においては、政令により一般委託者以外の者とされる委託者を含む全ての委託者について、区別を行うことなく、基金会員からこれら全ての委託者に対する受託財産の返還が可能であるかに重点をおき精査し、基金会員の破綻の未然防止に努めている。

基金会員が止むを得ず破綻に至った場合においても、商品先物取引市場の信用の確保のために、全ての委託者への弁済を可能とする分離保管弁済の確保を出来る限り行い、これが止むを得ず叶わない場合においてのみ一般委託者支払による弁済を行うこととなる。

なお、当基金設立後これまで実質 3 件の基金会員の経営破綻による弁済事案があったが、代位弁済制度の有効活用もあり分離保管弁済のみで全委託者に全額弁済を行っており、一般委託者支払に至った案件は存在していない。

このように、当基金の業務である一般委託者を対象とする一般委託者支払による委託者保護と、全ての委託者を対象とする分離保管弁済による委託者保護については、業務遂行上分割して行うことは不可能である。

当基金は、上記の業務に充てるため、会員より所要の会費を徴収しているため、当該

要請には応えられない。

なお、平成 29 年度事業の一環として、会員企業のビジネスモデルの多様化に対応するため、定額会費を含めた会費徴収方式全般について検討することとしており、平成 30 年度以降はその検討結果に基づいた新たな方式により会費の徴収をさせていただくことを予定している旨の回答を行った。

(7) その他

会員懇談会の開催

会員代表者に対し平成 29 年度の予算編成の基本方針等を説明するため、平成 29 年 2 月 27 日に会員懇談会を開催した。

別表(1)

役員等の一覧(平成29年3月末日現在)

(役員)

理事長	多々良 實 夫 (豊商事(株)代表取締役)
副理事長	岡 地 和 道 (岡地(株)代表取締役(日本商品先物振興協会会長))
副理事長	白 杵 徳 一 (日本商品委託者保護基金)
専務理事	小 川 潔 (日本商品委託者保護基金)
常務理事	庄 司 國 男 (日本商品委託者保護基金)
理事	荒 井 史 男 (日本商品先物取引協会会長)
理事	岡 本 安 明 (大阪堂島商品取引所理事長)
理事	高 橋 武 秀 (株)日本商品清算機構代表取締役)
理事	濱 田 隆 道 (株)東京商品取引所代表執行役社長)
理事	宮 裕 (公認会計士)
理事	有 馬 誠 吾 (株)コムテックス代表取締役)
理事	川 路 耕 一 (KOYO 証券(株)取締役会長)
理事	清 水 清 (カネツ商事(株)取締役会長)
理事	二 家 勝 明 (日産証券(株)代表取締役)
理事	古 田 省 三 (岡藤商事(株)代表取締役)
理事	山 中 教 史 (第一商品(株)取締役副会長)
理事	福 島 恒 雄 (日本商品委託者保護基金)
監事	坂 本 嘉 山 (セントラル商事(株)代表取締役)
監事	細 金 英 光 (株)フジトミ代表取締役)
監事	有 賀 文 宣 (税理士)

(相談役)

相談役	下 山 彌壽男 (元補償基金協会副理事長)
-----	-----------------------

(運営審議会委員)

委員長	二 家 勝 明 (日産証券(株)代表取締役)
副委員長	秋 山 有 世 (元日本経済新聞社編集局商品部長)
委員	池 本 正 純 (専修大学経営学部教授)
委員	岡 地 和 道 (岡地(株)代表取締役)
委員	加 藤 敬 (元国民生活センター相談部長)
委員	下 山 彌壽男 (委託者保護基金相談役)
委員	高 氏 侷 (弁護士)
委員	宮 裕 (公認会計士)

(規律委員会)

委員長	二 家 勝 明 (日本商品先物取引協会副会長)
副委員長	高 氏 侷 (弁護士)
委員	荒 井 史 男 (日本商品先物取引協会会長)
委員	岡 地 和 道 (岡地(株)代表取締役)
委員	下 山 彌壽男 (元補償基金協会副理事長)

委員	中澤忠義	(元東京工業品取引所理事長)
委員	宮裕	(公認会計士)
委員	森實孝郎	(元東京穀物商品取引所理事長)

(代位弁済審査会)

委員長	濱地敏明	(元日本商品先物取引協会事務局長)
副委員長	井浪一晃	(元大阪堂島商品取引所常務理事)
委員	太田博	(元東京穀物商品取引所理事)
委員	尾崎隆昌	(公認会計士)
委員	飛田成光	(株東京商品取引所執行役)
委員	中曾根淳	(日本商品先物取引協会事務局長)
委員	藤沼貴司	(元株日本商品清算機構監査役)
委員	松永仁一	(株式会社日本商品清算機構業務部長)
委員	村上久広	(KOYO証券株代表取締役)

(委託者保護制度検討委員会)

委員長	下山彌壽男	(元補償基金協会副理事長)
副委員長	岡地和道	(岡地株代表取締役)
委員	井上明	(日本商品先物取引協会専務理事)
委員	大石悦次	(株日本商品清算機構常勤取締役)
委員	岡本安明	(岡安商事株代表取締役)
委員	清水清	(カネツ商事株取締役会長)
委員	杉原吉兼	(日本商品先物振興協会常務理事)
委員	濱田隆道	(株東京商品取引所代表執行役社長)
委員	二家勝明	(日産証券株代表取締役)
委員	古田省三	(岡藤商事株代表取締役)
委員	村上久広	(KOYO証券株代表取締役)
委員	安成政文	(豊商事株代表取締役)
委員	山中教史	(第一商品株取締役副会長)
委員	依田年晃	(サンワード貿易株代表取締役)

別表 (2)

会 員 異 動 状 況 表

	増	減		
平成28年 4月末日			29社	
5月末日			29社	
6月末日		1	28社	(6月19日：脱退) I S証券㈱
7月末日			28社	
8月末日			28社	
9月末日			28社	
10月末日			28社	
11月末日			28社	
12月末日			28社	
平成29年 1月末日			28社	
2月末日			28社	
3月末日			28社	

別表(3)

会員名簿及び分離保管弁済契約の対象契約型の一覧

(平成29年3月末)

会員名	指定信託	分離預託	銀行保証	代位弁済
EVOLUTION JAPAN(株)		○		○
岡地(株)		○		○
岡藤商事(株)		○		○
カネツ商事(株)		○		○
サンワード貿易(株)		○		○
クリエイトジャパン(株)		○		○
(株)アルフィックス		○		○
セントラル商事(株)		○		○
大起産業(株)		○		○
第一商品(株)		○		○
KOYO証券(株)		○		○
ローズ・コモディティ(株)		○		○
フジフューチャーズ(株)		○		○
(株)フジトミ		○		○
岡安商事(株)		○		○
北辰物産(株)	○	○		○
(株)コムテックス		○		○
豊商事(株)		○		○
(株)アステム		○		○
今村証券(株)		○		
クレディ・スイス証券(株)		○		
ソシエテ・ジェネラル証券(株)		○		
JPアセット証券(株)		○		
日産証券(株)		○		○
(株)さくらインベスト		○		
フィリップ証券(株)		○		
楽天証券(株)		○		
プレミア証券(株)		○		
28社				
合計	1	28	0	18